

1 集中改革プラン策定の趣旨等

(1) 背景

本町は、過疎化・少子高齢化が進む中、国・地方財政の三位一体改革である地方交付税の見直し、国庫補助負担金の廃止縮減・税源移譲は、厳しい財政運営を迫られておりますが、地域の再生と活性化に確かな道筋をつける地方分権の自立推進のため「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、行政サービスと経営感覚に立脚した行政改革を進めることが重要であります。

この地方自治運営の原則により、本町発展と町民福祉の向上を図り、適切な人員により限られた財源を効率的で効果的に運用し、より以上に行政サービスを向上させる時代に即応した町民本位の行政システムを確立することを基本理念とし、行政全般にわたり行政改革を推進することとしております。

(2) 集中改革プランの位置付け

本町は、平成14年度から平成18年度までの5年間を行政改革の推進期間とした高千穂町行政改革大綱（第四次）を策定して、行政改革に取り組んでおりますが、この行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点として平成21年度までの計画（以下「集中改革プラン」）を策定します。

(3) 集中改革プランの期間

平成17年度から平成21年度まで

この集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの行政改革について、具体的な取組をわかりやすく明示するものです。

(4) 公表

集中改革プランは、このホームページ以外にも次の方法で公表しています。

- ・ 広報誌(6月号) - 紙面の都合上全部は掲載できませんが、主な項目を掲載します。
- ・ 総務課窓口において閲覧ができます。

(5) 住民の意見等を反映させる方法

集中改革プランの策定にあたっては、これまで開催された以下のような取組の中での町民の皆さんの意見等を参考とさせていただきました。

有識者委員会

・平成17年度高千穂町行政改革推進委員会(平成18年2月23日)

住民説明会

地区別行財政説明会

- ・三田井地区(平成17年6月9日)
- ・押方地区(平成17年6月15日)
- ・向山南地区(平成17年6月2日)、向山北地区(平成17年6月29日)
- ・岩戸地区(平成17年6月22日)、上岩戸地区(平成17年6月13日)
- ・田原地区(平成17年6月23日)、五ヶ所地区(平成17年6月16日)
- ・上野地区(平成17年6月27日)

(6) 問い合わせ先

このプランについての、ご意見、ご質問等は下記の部署をお願いします。個別の事項につきましては、関係部署と連絡をとり対処いたします。

集中改革プラン全体

総務課

TEL 0982 - 73 - 1200